

【相談援助業務の範囲】

「実務経験証明書（兼実務経験見込証明書）」の「施設種類」「職種」「施設・職種コード」欄には下表から該当するものを選び、正確に記入ください。

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
精神科病院	1-(1)	精神科ソーシャルワーカー	0101	
		医療ソーシャルワーカー		
		看護師		
		臨床心理技術者		
		その他（職種名を記入）	0102	
精神保健福祉センター	1-(11)	精神保健福祉相談員	0201	
		社会福祉士		
		精神科ソーシャルワーカー		
		心理判定員		
		保健師		
		看護師		
		臨床心理技術者	0202	
		その他（職種名を記入）		
児童福祉法				
障害児通所支援事業を行う施設 （医療型児童発達支援を除く） （児童デイサービスであった期間を含む）	児童発達支援	1-(4)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	0302
			その他（職種名を記入）	
	放課後等デイサービス	1-(4)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	0402
			その他（職種名を記入）	
居宅訪問型児童発達支援	1-(4)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	5202	
		その他（職種名を記入）		
保育所等訪問支援	1-(4)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	5302	
		その他（職種名を記入）		
乳児院	1-(3)	児童指導員	0501	
		保育士		
		家庭支援専門相談員		
		その他（職種名を記入）	0502	
児童養護施設	1-(3)	児童指導員	0601	
		保育士		
		家庭支援専門相談員		
		職業指導員		
		その他（職種名を記入）	0602	
福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）	1-(3)	児童指導員	0701	
		保育士		
		児童発達支援管理責任者		
		職業指導員		
		心理指導担当職員	0702	
その他（職種名を記入）				

施設（事業）等種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	1-(3)	児童指導員	0801
		保育士	
		家庭支援専門相談員	
		その他（職種名を記入）	0802
児童相談所	1-(7)	児童福祉司	0901
		受付相談員	
		相談員	
		電話相談員	
		児童心理司	
		児童指導員	
		保育士	
その他（職種名を記入）	0902		
母子生活支援施設	1-(8)	母子支援員	1001
		少年を指導する職員（職種名を記入）	1002
		その他（職種名を記入）	
障害児相談支援事業を行う施設	1-(5)	相談支援専門員	1101
		その他（職種名を記入）	1102
児童自立支援施設	1-(9)	児童自立支援専門員	1201
		児童生活支援員	
		職業指導員	1202
		その他（職種名を記入）	
児童家庭支援センター	1-(10)	職員（職種名を記入）	1302
		その他（職種名を記入）	
児童自立生活援助事業を行う施設	1-(6)	相談援助業務を行う指導員	5601
		その他（職種名を記入）	5602
地域保健法			
保健所	1-(2)	精神保健福祉相談員	1401
		社会福祉士	
		精神科ソーシャルワーカー	
		心理判定員	
		保健師	
		看護師	
		臨床心理技術者	
その他（職種名を記入）	1402		
市町村保健センター	1-(2)	精神保健福祉相談員	1501
		社会福祉士	
		精神科ソーシャルワーカー	
		心理判定員	
		保健師	
		看護師	
		臨床心理技術者	
その他（職種名を記入）	1502		

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード
医療法		
病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	1-(1)	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他（職種名を記入）
		1601
		1602
診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	1-(1)	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他（職種名を記入）
		1701
		1702
生活保護法		
救護施設	1-(12)	生活指導員 その他（職種名を記入）
		1801
		1802
更生施設	1-(12)	生活指導員 その他（職種名を記入）
		1901
		1902
被保護者就労支援事業を行う事業所	3-(3)	就労支援員 その他（職種名を記入）
		5701
		5702
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	3-(3)	就労支援員 被保護者就労準備支援担当者 相談支援に従事する者（職種名を記入） その他（職種名を記入）
		5801
		5802
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	1-(2)	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員 その他（職種名を記入）
		2001
		2002
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	1-(2)	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員 その他（職種名を記入）
		2101
		2102
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	1-(2)	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員 その他（職種名を記入）
		2201
		2202

施設（事業）等種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	3-(7)	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計改善支援員（家計相談支援員を含む） 就労準備支援担当者 その他（職種名を記入） 5901 5902
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	3-(7)	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計改善支援員（家計相談支援員を含む） 就労準備支援担当者 その他（職種名を記入） 6001 6002
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	3-(7)	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計改善支援員（家計相談支援員を含む） 就労準備支援担当者 その他（職種名を記入） 6101 6102
社会福祉法		
福祉事務所	1-(13)	査察指導員 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事 現業員 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接員に相当する職員 婦人相談員 母子・父子自立支援員 母子・父子自立支援プログラム策定員 就業支援専門員 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3 (1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 その他（職種名を記入） 2301 2302
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	3-(4)	専門員 その他（職種名を記入） 6201 6202
市町村社会福祉協議会	1-(14)	福祉活動専門員 その他（職種名を記入） 2401 2402

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード	
知的障害者福祉法			
知的障害者更生相談所	1-(15)	知的障害者福祉司	2501
		心理判定員	
		職能判定員	
		ケース・ワーカー	
		その他（職種名を記入）	2502
法務省設置法			
保護観察所	1-(21)	社会復帰調整官	2601
		保護観察官	2602
		その他（職種名を記入）	
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター	1-(16)	障害者職業カウンセラー	2701
		その他（職種名を記入）	2702
地域障害者職業センター	1-(17)	障害者職業カウンセラー	2801
		職場適応援助者	2802
		その他（職種名を記入）	
障害者就業・生活支援センター	1-(18)	主任就業支援担当者	2901
		就業支援担当者	
		生活支援担当職員	
		その他（職種名を記入）	2902
売春防止法			
婦人相談所	3-(2)	相談指導員	6301
		判定員（心理・職能判定員）	
		婦人相談員	6302
		その他（職種名を記入）	
婦人保護施設	3-(2)	入所者を指導する職員	6401
		その他（職種名を記入）	6402
刑事収容施設法			
刑事施設	3-(15)	刑務官	6501
		法務教官	
		法務技官（心理）	
		福祉専門官	
		その他（職種名を記入）	6502
少年院法			
少年院	3-(15)	法務教官	6601
		法務技官（心理）	
		福祉専門官	
		その他（職種名を記入）	6602
少年鑑別所法			
少年鑑別所	3-(15)	法務教官	6701
		法務技官（心理）	
		その他（職種名を記入）	6702

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード	
更生保護事業法				
更生保護施設	1-(20)	補導主任	3001	
		補導員		
		補導に当たる職員		
		福祉職員		
		薬物専門職員	3002	
発達障害者支援法				
発達障害者支援センター	1-(22)	相談支援を担当する職員	3101	
		就労支援を担当する職員	3102	
		その他（職種名を記入）		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）				
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員	3201	
		サービス管理責任者	3202	
		その他（職種名を記入）		
	自立訓練を行う施設	1-(23)	生活支援員	3301
			サービス管理責任者	3302
			その他（職種名を記入）	
	就労移行支援を行う施設	1-(23)	生活支援員	3401
			就労支援員	
			サービス管理責任者	3402
			その他（職種名を記入）	
	就労継続支援を行う施設	1-(23)	生活支援員	3501
			サービス管理責任者	3502
その他（職種名を記入）				
就労定着支援を行う施設	1-(24)	就労定着支援員	5401	
		サービス管理責任者	5402	
		相談援助業務に従事する職員		
		その他（職種名を記入）		
自立生活援助を行う施設	1-(24)	地域生活支援員	5501	
		サービス管理責任者	5502	
		相談援助業務に従事する職員		
		その他（職種名を記入）		
障害福祉サービス事業	短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	3602	
		その他（職種名を記入）		
	重度障害者等包括支援を行う施設	1-(24)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	3702
その他（職種名を記入）				
共同生活援助を行う施設 （共同生活介護であった期間を含む）	1-(24)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	3802	
		その他（職種名を記入）		
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	6802	
		その他（職種名を記入）		

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	6902
		3-(10) その他（職種名を記入）	
	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	7002
		3-(10) その他（職種名を記入）	
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）	1-(26)	相談支援専門員	3901
		その他（職種名を記入）	3902
特定相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）	1-(27)	相談支援専門員	4001
		その他（職種名を記入）	4002
障害者支援施設	1-(25)	生活支援員	4101
		就労支援員	
		サービス管理責任者	
		その他（職種名を記入）	
地域活動支援センター	1-(28)	指導員	4201
		その他（職種名を記入）	4202
福祉ホーム	1-(29)	管理人	4301
		その他（職種名を記入）	4302
基幹相談支援センター	1-(30)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	7102
		その他（職種名を記入）	7102
介護保険法			
地域包括ケアセンター	1-(19)	包括的支援事業に係る業務を行う職員（※1）（保健師、主任介護支援専門員等）（職種名を記入）	7202
		その他（職種名を記入）	
注意事項 （※1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。			
職業安定法			
公共職業安定所	3-(13)	精神障害者雇用トータルサポーター	7301
		発達障害者雇用トータルサポーター	
		その他（職種名を記入）	
その他			
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	2-(1)	地域体制整備コーディネーター	4901
		地域移行推進員	
		その他（職種名を記入）	
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	3-(8)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）（医師、保健師、 看護師、作業療法士、その他医療 法に規定する病院として必要な 職員を除く）	7402
		その他（職種名を記入）	
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	3-(11)	第1号職場適応援助者養成研修を 修了した職員であって、ジョブコ ーチ支援を行っている者	7501
		その他（職種名を記入）	7502
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	3-(12)	訪問型職場適応援助者養成研修 を修了した職員であって、ジョブ コーチ支援を行っている者	7601
		その他（職種名を記入）	7602

スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	2-(2)	スクールソーシャルワーカー	5001
		その他（職種名を記入）	5002
施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行う施設	3-(1)	相談員	7701
		その他（職種名を記入）	7702
就労支援事業を行う事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業〕	3-(3)	就労支援員	7801
		その他（職種名を記入）	7802
ひきこもり地域支援センター	3-(5)	ひきこもり支援コーディネーター	7901
		その他（職種名を記入）	7902
地域生活定着支援センター	3-(6)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	8002
		その他（職種名を記入）	
ホームレス自立支援事業を行う施設	2-(3)	生活相談指導員	5101
		その他（職種名を記入）	5102
地域若者サポートステーション	3-(14)	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	8102
		その他（職種名を記入）	
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	3-(9)	支援コーディネーター	8201
		その他（職種名を記入）	8202
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	3-(16)	相談援助業務を行っている職員	9999

※上表に具体的に示されたもの以外の施設で、精神保健福祉に関する相談援助の業務を行っている専任の相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。12ページ「3（16）」に該当する場合は、「実務経験証明書（兼実務経験見込証明書）」の「施設・職種コード」欄に「9999」と記入ください。厚生労働大臣の個別認定にあたって、別途書類が必要になりますので、後日入学相談室から志願者本人へ連絡します。

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職 種 コード
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人	4401
	その他（職種名を記入）	4402
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	4501
	管理人	
	その他（職種名を記入）	4502
知的障害者援護施設	生活支援員	4601
	生活指導員	
	その他（職種名を記入）	4602
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	4702
	その他（職種名を記入）	
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	4801
	その他（職種名を記入）	4802

「指定施設における業務の範囲等について」

(平成 30 年 7 月 6 日障発 0706 第 1 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第 2 条第 1 号及び第 5 号に規定する精神科病院及び病院又は診療所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー等の相談員
- (2) 施行規則第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する市役所、区役所、町村役場、保健所及び市町村保健センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (3) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設及び児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 2 項及び第 6 項、第 42 条第 1 項及び第 5 項、第 49 条第 1 項、第 4 項及び第 14 項並びに第 73 条第 1 項に規定する家庭支援専門相談員、児童指導員、保育士、職業指導員、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員
- (4) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（医療型児童発達支援を除く。）にあつては、相談援助業務に従事する職員
- (5) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員
- (6) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあつては、相談援助業務を行う指導員
- (7) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成 2 年 3 月 5 日付け児童相談所運営指針）第 4 節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
- (8) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 27 条に規定する母子支援員及び少年を指導する職員
- (9) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 80 条第 1 項及び第 5 項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員及び職業指導員
- (10) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
- (11) 施行規則第 2 条第 6 号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (12) 施行規則第 2 条第 7 号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員
- (13) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和 39 年 4 月 22 日付け厚生省発見第 92 号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第 5 に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和 45 年 4 月 9 日付け社庶第 74 号）に規定する面接員に相当する職員、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 8 条第 1 項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 4 号）別紙に規定する母子・父子自立プログラム策定員、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号）別紙に規定する就業支援専門員、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
- (14) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する市町村社会福祉協議会にあつては、「社会福祉協議会活動の強化について」（平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2 に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員
- (15) 施行規則第 2 条第 9 号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成 15 年 3 月 25 日付け障発 0325002 号）第 1 に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (16) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する広域障害者職業センターにあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 24 条に規定する障害者職業カウンセラー
- (17) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する地域障害者職業センターにあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律第 24 条に規定する障害者職業カウンセラー及び同法第 20 条第 3 号に規定する職場適応援助者
- (18) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成 14 年 5 月 7 日付け職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号）別紙 2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙 3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員
- (19) 施行規則第 2 条第 11 号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1

- 項に規定する包括的支援事業（同法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 5 号までに掲げる事業を除く。）に係る業務を行う職員
- (20) 施行規則第 2 条第 12 号に規定する更生保護施設にあっては、「更生保護事業法施行規則の運用について」（平成 14 年 6 月 10 日付け法務省保更第 357 号）第 3 の 1（2）アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準（平成 20 年法務省令第 41 号）第 7 条第 2 項に規定する福祉職員及び同令第 7 条の 2 第 1 項に規定する薬物専門職員
 - (21) 施行規則第 2 条第 11 号に規定する保護観察所にあっては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 20 条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 31 条に規定する保護観察官
 - (22) 施行規則第 2 条第 12 号に規定する発達障害者支援センターにあっては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成 17 年 7 月 8 日付け障発第 0708004 号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
 - (23) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 39 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 59 条第 1 項第 2 号（第 2 項において読み替えられる場合を含む。）及び第 3 項、第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項第 2 号並びに第 75 条第 1 項第 2 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第 64 条第 1 項第 3 号に規定する就労支援員及び同令第 39 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 59 条第 1 項第 4 号、第 64 条第 1 項第 4 号、第 65 条第 1 項第 3 号及び第 75 条第 1 項第 3 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 206 条の 3 第 1 項に規定する就労定着支援員、同令第 206 条の 3 第 2 項及び第 206 条の 14 第 1 項第 2 号に規定するサービス管理責任者及び同令第 206 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する地域生活支援員
 - (24) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員
 - (25) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）第 11 条第 1 項第 2 号イ（2）、第 3 号イ（1）及びロ、第 4 号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第 5 号イ（1）及びロ（1）、第 6 号イ（1）並びに第 7 号イ（1）に規定する生活支援員、同項第 5 号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第 2 号イ（3）、第 3 号イ（2）、第 4 号イ（2）、第 5 号イ（3）及びロ（2）、第 6 号イ（2）並びに第 7 号イ（2）に規定するサービス管理責任者
 - (26) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項に規定する相談支援専門員
 - (27) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員
 - (28) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）第 9 条第 1 項第 2 号に規定する指導員
 - (29) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）第 10 条第 1 項に規定する管理人
 - (30) 施行規則第 2 条第 14 号に規定する基幹相談支援センターにあっては、相談援助業務に従事する職員

2 施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成 23 年厚生労働省告示第 277 号。以下「施設告示」という。）第 1 号から第 3 号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 施設告示第 1 号に規定する精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
 - ・ 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成 20 年 5 月 30 日付け障発第 0530001 号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に規定する地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (2) 施設告示第 2 号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
 - ・ 学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 65 条の 3 に規定するスクールソーシャルワーカー
 - ・ 「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 文科初第 1155 号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に規定するスクールソーシャルワーカー
- (3) 施設告示第 3 号に規定するホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
 - ・ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に規定する生活相談指導員

3 施設告示第 4 号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設告示第 1 号から第 3 号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供する

ものに限る。

- (1) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成 20 年 7 月 2 日付け雇児発第 0722003 号) 別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行う施設・相談員
- (2) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 34 条に規定する婦人相談所及び第 36 条に規定する婦人保護施設
・ 「婦人相談所設置要綱について」(昭和 38 年 3 月 19 日付け厚生省発社第 35 号) 別紙(婦人相談所設置要綱)第 2 に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する婦人相談員
・ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 49 号)第 8 条第 1 項に規定する入所者を指導する職員
- (3) 生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(別添 1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成 27 年 4 月 9 日付け社援保発 0409 第 1 号)に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所並びに「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成 30 年 3 月 30 日付け社援保発 0330 第 12 号)に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所
・ 就労支援員
・ 被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
- (4) 都道府県社会福祉協議会
・ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成 27 年 7 月 27 日付け社援発 0727 第 2 号) 別添 10(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員
- (5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 9(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
・ ひきこもり支援コーディネーター
- (6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 24(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター
・ 相談援助業務に従事する職員
- (7) 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、同法第 3 条第 4 項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第 3 条第 5 項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所
・ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員
- (8) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成 23 年 4 月 25 日付け障発 0425 第 4 号) 別紙(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 2 号) 別添 2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号) 別紙 2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記 2-21(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行う施設
・ 相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (9) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成 19 年 5 月 25 日付け障発 0525001 号)に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
・ 支援コーディネーター
- (10) 「地域生活支援事業の実施について」別紙 1(地域生活支援事業実施要綱)別記 11(4)に基づく「日中一時支援」、別添 1 に基づく「障害者相談支援事業」又は別添 4 に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
・ 相談援助業務に従事する職員
- (11) 障害者雇用納付金制度に基づく第 1 号職場適応援助者助成金受給資格認定法人
・ 第 1 号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
- (12) 雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
- (13) 職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 8 条に規定する公共職業安定所
・ 精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター
- (14) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
・ 相談援助業務に従事する職員
- (15) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 3 条に規定する刑事施設、少年院法(平成 26 年法律第 58 号)第 3 条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成 26 年法律第 59 号)第 3 条に規定する少年鑑別所
・ 刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官
- (16) 施行規則第 2 条第 1 号から第 14 号、施設告示第 1 号から第 3 号及び上記(1)から(15)までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4-1 及び 2 で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令。以下「平成 23 年改正規則」という。) 附則第 3 条の規定により施行規則第 2 条第 13 号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成 23 年改正規則第 1 条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第 2 条第 6 号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)。

以下「障害者総合支援法」という。) 附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。)に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設にあっては、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」(平成 14 年 3 月 27 日付け障発 0327005 号)別添 3(精神障害者地域生活援助事業運営要綱)に規定する世話人

- (2) 平成 23 年改正規則附則第 3 条の規定により施行規則第 2 条第 13 号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成 23 年改正規則第 1 条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第 2 条第 6 号に規定する障害者総合支援法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあっては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 87 号)第 16 条第 1 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 2 号、第 37 条第 1 項第 2 号及び第 40 条第 1 項第 3 号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令 33 条第 1 項第 1 号に規定する管理人
- (3) 平成 23 年改正規則附則第 4 条に規定する障害福祉サービス事業(児童デイサービスを行うものに限る。)を行う施設において、相談援助業務に従事する職員
- (4) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号)による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 17 号)による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 42 条第 1 項(第 49 条第 1 項及び第 56 条において準用される場合を含む。)に規定する児童指導員及び保育士
- (5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 24 年法律第 51 号)による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、相談援助業務に従事していた職員
- (6) 障害者総合支援法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法第 5 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設(障害者総合支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。)にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令第 169 号)第 1 条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 22 号)第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員

5 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記 1 から 4 に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね 4 分の 3 以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

6 1 から 4 (3 (16) を除く。以下同じ。)に定める施設であって、1 から 4 に例示する職種以外の職種に係る業務の報告

次の基準をいずれも満たす職種に係る業務については、(1) または (2) により厚生労働大臣に報告することができる。なお、当該報告に疑義がある場合には報告を取下げさせることがある。

- ・ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
- ・ 1 から 4 に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。
 - (1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合
精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式 1 により厚生労働大臣あて報告すること。
 - (2) 精神保健福祉士法第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合
同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式 1 により厚生労働大臣あて報告すること。

7 3 (16) に掲げる施設に係る個別認定

次の基準をいずれも満たす施設及び当該施設における業務については、(1) または (2) により厚生労働大臣の個別認定を受けること。

- ・ 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

- ・ 1 から 4 に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。
 - (1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合
精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式 2 により厚生労働大臣あて協議すること。
 - (2) 精神保健福祉士法第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合
同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式 2 により厚生労働大臣あて協議すること。